

事務連絡
令和4年3月25日

関係団体、地方運輸局 各位

国土交通省海事局船舶産業課

日本産業規格の改正について

下記のとおり令和4年3月25日付で日本産業規格が改正されたので、通知いたします。

記

制定された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

パイロットラダー用船側はしご

F 2 6 2 2

船用電気設備及び電子機器－電磁両立性（EMC）－金属製船
体の船舶

F 8 0 8 1

以上